

# Web高速化（CDN）サービス利用約款

GMOクラウド株式会社

GMOクラウド株式会社（以下、「当社」という。）が提供するWeb高速化（CDN）サービス（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、このWeb高速化（CDN）サービス利用約款（以下、「本利用約款」という。）で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、本サービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

## 第1章 本利用約款の目的

### 第1条（本利用約款の目的）

本利用約款は、本サービスの内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

## 第2章 本サービスの申込

### 第2条（申込の方法）

1. 本サービスの申込者は、当社のウェブサイトから申し込む方法又は申込書により申し込む方法のいずれかにより本サービスの申込を行うものとします。
2. 当社のウェブサイトから申し込む場合には、ウェブサイト上の申込フォームのすべての項目を漏れなく入力したうえ、画面に表示される手順に従って送信の操作を行ってください。
3. 申込書により申し込む場合には、当社が定める様式の申込書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出してください。
4. 本サービスの申込に際しては、本サービスの種類（サービスプラン）について、第2項に定めるウェブサイトの申込フォーム又は前項の発注書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
5. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部に同意しない方については、本サービスの利用をお断りしますので、その場合には第2項に定める申込のための送信の操作又は第3項に定める発注書の提出を行わないでください。

### 第3条（本サービスの利用の開始）

本サービスを利用する方（以下、「お客さま」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本サービスを利用することができます。

- (1) 前条第2項に定める申込の情報又は前条第3項に定める発注書が当社に到達すること。
- (2) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。

### 第4条（承諾を行わない場合）

当社は、本サービスの申込者について次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 第30条第1項に定める反社会的勢力に該当する場合。
- (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

### 第3章 本サービスの内容

#### 第5条（基本サービス）

当社は、お客様のイメージ、フラッシュ等、低容量のコンテンツファイルを、当該コンテンツの利用者の端末にダウンロードして利用できるよう、コンテンツの送信、通信高速化のシステム及びネットワークインフラを提供するサービスを基本サービスとしてお客様に提供します。

#### 第6条（オプションサービス）

1. 当社は、お客様から特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、オプションサービスの利用に際してお客様が遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別にオプションサービスの利用に関する規則を定める場合があります。オプションサービスを利用するお客様は、本利用約款のほか、当該オプションサービスに関する規則についても遵守してください。

#### 第7条（知的財産権等の帰属）

本サービスのためにお客様に提供するソフトウェア及び文書・資料に関する著作権を含む知的財産権（実施・許諾権・使用权を含むがこれに限りません。）及び所有権は当社又は当社のライセンサーに帰属し、当社の書面による事前の承諾がない限り、お客様は本利用約款及び利用契約書に従い本サービスを利用する権限のみを有するものとします。

### 第4章 サポート

#### 第8条（サポート）

1. 当社は、本サービスに関するお客様からの問い合わせについて、当社が別に定めるところに従い、これに回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

### 第5章 お客様の義務

#### 第9条（提供区域）

お客様は、日本国内においてのみ本サービスを利用できるものとします。

#### 第10条（禁止行為）

1. お客様は、本サービスを利用して、次の各号に掲げるコンテンツを配信してはいけません。
  - (1) 法令又は公序良俗に反する内容のもの。
  - (2) 犯罪行為又は犯罪行為に結びつく恐れのある内容のもの。
  - (3) 当社若しくは第三者の商標権、著作権等の知的財産権を侵害する行為又は侵害する恐れのある内容のもの。
  - (4) 第三者のプライバシー、名誉又は信用を侵害する行為又は侵害する恐れのある内容のもの。
  - (5) 前各号に掲げるほか当社が不適切と判断する行為。
2. お客様は、当社又は第三者の設備の運用に支障をきたすような方法で本サービスを利用してはいけません。

#### 第11条（ID等の管理）

1. 当社は、本サービスを提供するために運用する各種のシステム（以下、「当社のシステム」という。）にアクセスするために必要なユーザーID及びパスワード（以下、「ID等」という。）をお客さまに対して発行します。
2. お客さまは、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
3. 当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめる場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
4. お客さまは、ID等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

#### 第12条（営業秘密等の漏洩等の禁止）

1. お客さまは、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報の存在若しくは内容を漏らし、又は本サービスの利用以外の目的でこれを利用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの終了後も適用するものとします。

#### 第13条（お客さまと第三者との間における紛争）

1. お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、特許権、実用新案権、商標権、意匠権等の知的財産権に関する侵害、著作権侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. 本利用約款にもとづき、当社がお客さまに使用を許諾する著作物等の内容についてお客さまが第三者より警告や請求を受け取った場合、お客さまは速やかに当社にその旨を通知するものとします。お客さまは、当社が主体となって行う当該紛争の対応について協力するものとします。

#### 第14条（契約上の地位の処分の禁止等）

お客さまは、当社の承諾がない限り、本利用約款にもとづくお客さまの地位、権利又は義務について、これを第三者に譲渡し、又は担保に供することができません。

#### 第15条（当社からの通知）

1. 当社がお客さまに対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの通知をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客さまが理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客さまが受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、速やかに当社に連絡してください。

#### 第16条（変更の届出）

1. 本サービス申込の際に当社に知らせた事項について変更があったときは、当社が別に定める方式に従って、変更の内容を速やかに当社に届け出てください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供に関する事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客さまの地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行ってください。

#### 第17条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

### 第6章 本サービスの停止等

#### 第18条（本サービスの提供の停止及び一時休止）

1. 当社は、お客さまが本利用約款の規定に違反する行為を行っているとき又は本サービスの提供のために緊急の必要があるときは、直ちに無催告で本サービスの提供を停止することができるものとします。
2. お客さまは、次の各号の要件を満たした場合、休止希望日の40日前までに書面又は電子メールで当社へ通知することにより、休止希望日から最大90日の期間、本サービスの利用を一時的に休止することができるものとします。
  - (1) 通知日の時点で本サービスを6か月以上継続して利用していること。
  - (2) 2か月以上の利用料金の滞納がないこと。
  - (3) 過去1年以内に一時休止を依頼していないこと。
3. お客さまが一時休止期間中に利用再開を希望する場合、利用再開希望日の40日前までに当社宛に書面にて通知することにより、本サービスの利用を再開することができるものとします。

#### 第19条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1か月前までにその旨をお客さまに通知します。

#### 第20条（本サービスの利用不能）

お客さまは、当社のサーバーその他の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社のサーバーその他の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用できない事態が生じうるものであることを了承するものとします。

### 第7章 当社の責任範囲

#### 第21条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第22条（損害賠償）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、お客さまが22.5分以上継続して本サービスを利用できない状態（以下、「障害」という。）が生じ、これによりお客さまに損害が発生した場合には、次に定める基準に従い当月分の月額利用料金を減じる方法により損害を賠償するものとします。
  - (1) 障害時間の合計が1か月間で22.5分以上45分未満 月額利用料金額の1.5%
  - (2) 障害時間の合計が1か月間で45分以上67分未満 月額利用料金額の3.0%

- (3) 障害時間の合計が1カ月間で67分以上90分未満 月額利用料金額の4.5%
  - (4) 障害時間の合計が1カ月間で90分以上 月額利用料金額の6.0%
2. 当社は、前項に定める場合を除き、本サービスに関連してお客さまに生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

### 第23条 (担保責任の否定)

次の各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。

- (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
- (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
- (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

## 第8章 料金

### 第24条 (料金の種類)

- 1. お客さまは、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
  - (1) 初期設定費用
  - (2) 月額利用料金 (月額基本料金及び約定超過利用料金)
- 2. お客さまが第6条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前項に定める料金のほか、オプションサービス利用料金を当社に支払うものとします。
- 3. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課、銀行振込手数料その他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。

### 第25条 (約定超過利用料金の算出方法)

- 1. 本サービスの約定超過利用料金については、お客さまが本サービスを利用して転送したデータ転送量に応じて算出するものとします。データ転送量は、G b y t e単位で算出し、整数以下は切り捨てるものとします。
- 2. 当社は、約定超過利用料金を算出するための基礎となる単位転送量あたりの料金についてあらかじめその額を定め、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でこれをお客さまに知らせます。

### 第26条 (料金の支払方法)

お客さまは、当社のあらかじめ指定する銀行預金口座へ振り込む方法により、料金を支払うものとします。

### 第27条 (料金の支払時期及び遅延損害金)

お客さまは、当月分の料金を翌月末日(銀行休日にかかる場合は前営業日とします。)までに支払うものとします。万一、お客さまが期限までに料金を支払わない場合には、その期限の翌日から元本に対して年14分の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第9章 本サービスの更新及び終了等

### 第28条 (お客さまの行う解除)

- 1. お客さまは、解除希望日の40日前までに文書により当社に通知することにより、いつでも将来に向かって本サービスを解除することができます。
- 2. お客さまは、前項の解除権を行使する場合には、利用期間満了日までの月額基本料金及び未払いの利用料金を直ちに当社に支払うものとします。
- 3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。

## 第29条（当社の行う解除）

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
  - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。
  - (2) 破産手続その他の倒産手続が開始した場合。
  - (3) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (4) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第30条（反社会的勢力の排除）

1. 当社及びお客さまは、相手方に対して、お客さまが本利用約款に同意した日及び将来にわたって、自己又は自己の役職員が次の各号に掲げる者（本利用約款において、「反社会的勢力」という。）でないことを表明し、保証します。
  - (1) 暴力団、暴力団の構成員（準構成員を含む。）又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
  - (2) 暴力団関係企業。
  - (3) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
  - (4) 前各号に準じるもの。
2. 当社及びお客さまは、次の各号のいずれかに該当する行為若しくは該当するおそれのある行為を行わず、又は第三者をして行わせしめないことを相手方に対して表明し、保証します。
  - (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて信用を毀損し、又は業務を妨害する行為
  - (5) 前各号に準じる行為。
3. 当社及びお客さまは、相手方が前2項に定める表明保証に反した場合は、将来に向かって直ちに本サービスの解除を行うことができます。
4. 当社又はお客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知が相手方に到達した日をもって終了します。
5. 当社及びお客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできません。

## 第10章 紛争の解決等

### 第31条（準拠法）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

### 第32条（裁判管轄）

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第33条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

## 第11章 本利用約款の改定

### 第34条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

### 附則（2010年10月5日実施）

本利用約款は、2010年10月5日から実施します。

### 附則（2012年3月29日最終改定）

本利用約款は、2012年3月29日に改定し、即日実施します。